

【屋外広告物許可申請】

変更申請に必要な書類について

1～5は必須、6～11は必要な場合に提出してください。

申請書類は、景観政策課代表メールアドレス (keikan@city.toyama.lg.jp) へメールでご提出ください。

	提出書類	備考	チェック欄
1	屋外広告物変更等許可（確認）申請書 （様式第7号） 市HPからダウンロード	・許可を受けた広告物や掲出物件（以下、広告物等）の変更や、追加する広告物等について記載してください。 ※以下の場合、屋外広告物管理者は有資格者に限定されます。 (1)許可期間が1年を超える広告物（一部除く）である場合。 (2)許可期間が1月を超え、かつ、1年以内の広告物で、1年を超える許可期間を設定する場合。	
2	敷地配置図	・設置場所の敷地に対する、建築物や既設の広告物等との位置関係を図示してください。	
3	立面図、構造図	・立面図は、広告物等を設置する建築物や工作物の図面です。変更及び追加後の広告物等の配置状況を図示してください。 ・構造図は、形状、寸法、材料及び構造を示す図面です。 ※壁面広告の場合、設置する壁面の面積を立面図に記載してください。	
4	広告物の意匠図（カラー）	・変更及び追加する広告物のデザインや寸法、形状、材料、構造を記載してください。 ※自家用広告物以外の広告物（一般広告物）の場合、マンセル値も記載してください。	
5	送付先等一覧 市HPからダウンロード	・各書類の送付先、申請に関する問合せ先を記入してください。	
6	同意書及び賃貸借契約書の写し等	・過去に提出済みで、書類に記載された同意の期間や契約期間が満了している場合は、申請時点で有効な書類の再提出が必要です。	
7	道路占用許可書の写し	・変更及び追加となる広告物等を、道路に突き出して設置する場合は道路管理者の許可が必要です。 ※過去に提出済みで、書類に記載された占用許可期間が満了している場合は、道路管理者に対し更新手続きを行ったうえ、再提出が必要です。	
8	建築基準法による確認済証の写し	・許可を受けた広告物等の高さを上げ、高さ4mを超える場合や、高さ4mを超える広告物等を追加する場合等は、建築基準法による確認を受ける必要があります。	
9	屋外広告物除却届 （様式第10号） 市HPからダウンロード	・広告物を除却した場合に、除却後の状況写真とともに提出してください。	
10	除却前・除却後の状況写真	・除却した広告物（複数表示面がある場合、すべての面）の除却前・除却後の状況を示すカラー写真を提出してください。 ※写真が不鮮明な場合、再提出をお願いする場合があります。 ※写真データをそのまま送信するのではなく、複数の写真を1つのpdfファイル等にまとめ、どの広告物がわかるようNoを記載してご送信ください。	
11	屋外広告物設置者（管理者）変更届 （様式第14号） 市HPからダウンロード	・広告物の設置者、管理者に変更がある場合に提出してください。 ※以下の場合、屋外広告物管理者は有資格者に限定されます。 (1)許可期間が1年を超える広告物（一部除く）である場合。 (2)許可期間が1月を超え、かつ、1年以内の広告物で、1年を超える許可期間を設定する場合。	

※このほか必要な書類等がある場合には、別途ご提出いただくことがありますのでご了承ください。